

# 工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1者）

## 1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第7号（競売入札妨害又は談合）に該当する。

## 2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	三星建設工業株式会社	18か月
代表者氏名	代表取締役 植松 真一	
本店所在地	沼津市岡宮 1286-1	

## 3 入札参加停止の理由

平成31年3月に沼津市が実施した駐輪場改修工事の入札に関し、平成31年1月頃、同市工事検査課主任が元市職員を通じて上記業者の代表取締役に予定価格を教え、落札させたとして、静岡県警は令和元年10月18日、官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで、上記3名を逮捕した。

## 4 停止期間の始期及び終期

令和元年10月29日から令和3年4月28日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第7号

措置要件	措置期間
県工事等又は県内公共工事等に関し、有資格業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	18か月以上36か月以内